

地域連携による事業継続計画策定促進事業実施業務の委託に係る 公募型企画提案実施要領

1 事業目的

近年の自然災害の頻発化、激甚化により、市内中小企業の事業継続に関するリスクが増大しており、災害時の備えとして、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）策定の推進が喫緊の課題となっている。本市においても、令和元年10月の台風19号により、市内中小企業が深刻な被害を受けたところだが、小規模事業者ほどBCPの策定率は低い現状にある。

本事業において、令和2年度より3か年の間に、地域で連携したBCP策定を進め、地域課題の解決につなげるとともに、その取組を市域に波及させる。単独ではBCP策定が難しい事業者の支援を行うことで、地域の防災力を高めるとともに企業活動の継続を促進し、本市産業の強靱化に繋げる。

2 公募の内容

(1) 業務の名称

地域連携による事業継続計画策定促進事業実施業務

(2) 業務の概要（※詳細は「6 委託業務の内容」参照）

- ア 団体の事業継続計画策定に向けた研修の開催
- イ 緊急時行動計画の策定及び実地の訓練の実施
- ウ 研修参加者へのフォローアップの実施
- エ 市域への波及に向けたプロモーションの企画・運営

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(4) 履行場所

川崎市 他

(5) 参考価格

13,844千円（消費税及び地方消費税含む）

（内訳）令和3年度 6,922千円

令和4年度 6,922千円

(6) 選考方法

企画提案方式による提案審査

※複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類と提案会でのプレゼンテーションについて審査を行い、採択する企画を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外とする。

(7) 参加意向申出書・企画提案書類の受付期間

参加意向申出書受付：令和3年2月1日（月）～2月10日（水）

企画提案書受付：令和3年3月3日（水）～3月5日（金）

3 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他業務」「99 その他」へ登録されている者。ただし、契約締結までに登録が見込まれる場合はこの限りではない。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

4 スケジュール（予定）

- (1) 公募要領の公表
令和3年2月1日（月）
- (2) 参加意向申出書の受付
令和3年2月1日（月）～2月10日（水）
- (3) 参加資格要件の確認通知
令和3年2月16日（火）
- (4) 企画提案に関する質問書の受付期間
令和3年2月17日（水）～2月18日（木）
- (5) 質問書に対する回答
令和3年2月24日（水）
- (6) 企画提案書等の受付期間
令和3年3月3日（月）～3月5日（水）
- (7) 提案会（ヒアリング）
令和3年3月12日（金）（予定）
- (8) 審査結果発表及び通知
令和3年3月中旬（予定）
- (9) 契約
令和3年4月1日（予定）

5 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課ものづくり・ICT支援係
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-2

川崎フロンティアビル 10 階

電 話（直通）：044-200-2324 FAX：044-200-3920

メールアドレス：28kogyo@city.kawasaki.jp

6 委託業務の内容

対象団体の事業者の連携による事業継続計画策定促進、その取組の市域への波及についての企画・運営を行う。

(1) 対象団体の事業継続計画を策定することを目的とした研修の開催

ア 5 回以上開催する。

イ 団体間の共同開催を可能とする。

ウ 原則として各団体 1 回以上参加するものとする。ただし、対象団体の意向によってはその限りではない。

エ 定員は各回 30 名程度とする。

オ 開催時期、開催場所、対象者、開催テーマ等については、市及び対象団体と協議の上で決定する。

(2) 対象団体において、緊急時行動計画を策定するとともに、実地の訓練を実施する。

ア 3 回以上開催する。

イ 団体間の共同開催を可能とする。

ウ 開催時期、内容、対象者については、市及び対象団体と協議の上、決定する

(3) 研修参加者等へのフォローアップの実施

ア (1) の研修参加者及び (2) の訓練参加者に対し、電話やメール等での質疑応答によるフォローアップを行う。

イ 必要に応じて、訪問での対応を行う。

(4) 市域への波及に向けて、効果的なプロモーションを企画・運営する。

ア 対象団体での取組を市内の他団体等へ広めるため、地域連携による事業継続計画策定のためのガイドラインを作成する。

イ ガイドラインを活用した研修会を 1 回以上開催する。(定員 100 名程度)

ウ 研修会の開催時期、開催場所、オンライン活用、対象者、開催テーマ等については、市と協議の上で決定する。

エ アからウに加え、効果的なプロモーションを市と協議の上、企画・運営する。

(5) 年度ごとの実施回数は表のとおりとする。

	令和 3 年度	令和 4 年度
(1) 研修	合計 5 回以上	合計 3 回以上
(2) 訓練		
(3) フォローアップ	10 回程度	10 回程度
(4) ガイドライン研修	なし	1 回以上

7 企画提案に求める主な内容

仕様書「2 目的」にある通り、本市では事業継続計画策定促進事業として3か年程度を想定しており、本提案においては、令和2年度に実施した別紙「基礎的調査結果等」を参考にしてください。

なお、受託者には、令和2年度の事業報告書及び各種調査結果のデータ等を提供することとします。

- (1) 2か年における取組方針、着眼点、スケジュールについて提案してください。
- (2) 研修の開催について、内容、想定する講師、運営上の工夫、研修による効果等を具体的に提案してください。
- (3) 研修参加者へのフォローアップについて、フォローアップの内容、手法等を具体的に提案してください。
- (4) 訓練の実施について、内容、運営上の工夫、効果等を具体的に提案してください。
- (5) 市域への波及に関する具体的な手法、工夫、効果等を具体的に提案してください。
- (6) 本募集要領では、現時点で想定しているものを掲げていますが、これに捉われず地域に立地する企業間の連携による事業継続計画策定促進に資する企画案があれば、積極的に提案してください。
- (7) その他、次の点を明確にしてください。
 - ア 本事業を円滑に実施するための組織体制、主な事業実績
 - イ 業務の一部を委託する場合は、その旨を明示すること。

8 企画提案の流れ

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限 令和3年2月1日（月）～2月10日（水）

※受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 受付場所 5の担当部局と同じ

ウ 提出書類

(ア) 参加意向申出書（別添様式1）

(イ) 業務実施体制・主な事業実績（別添様式2）

(ウ) 誓約書（別添様式3）

(エ) 市区町村税に滞納がないことの証明書（法人市民税納税証明書等）

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。提出期限の午後5時までに必着のこと。）により提出すること。

オ 参加資格確認の結果通知

(ア) 令和3年2月16日（火）

(イ) 参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を電子メールで通知する。

(ウ) 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができる。ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内とする。

(2) 質問書の受付

ア 受付期間 令和3年2月17日（水）～2月18日（木）午後5時までに必着のこと。

イ 受付場所 5の担当部局と同じ

ウ 質問方法

(ア) 質問の内容を質問書（別添様式4）により、担当部局へ送付すること。

(イ) 質問書は、FAX、電子メールいずれかの方法で受け付けるが、送信後に担当部局に質問書が到達したことを確認すること。

(ウ) 電話による質問には、回答しない。

(エ) 期間外の質問は受付しない。

エ 回答方法

受付期間に寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和3年2月24日（水）までに応募者全員に対して電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期間 令和3年3月3日（水）～3月5日（金）（必着）

※受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 提出場所 5の担当部局と同じ

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書 7部

(イ) 見積書（年度別） 1部

(ウ) 会社概要（パンフレット等） 7部

エ 企画提案書の様式等

(ア) 企画提案書の様式は任意とするが、提案書については、A4版片面印刷で、表紙を除き10ページ以内とすること。

(イ) 提案以外の内容は記述しないこと。

(ウ) 文章の文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図の解説や語句の注釈等については8ポイント以上とする。

オ 見積書作成上の注意

見積書の様式は任意とするが、「2 公募の内容 （2）業務の概要」の各項目について作成すること。見積は、年度別に、人件費については業務内容毎の工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載すること。

カ 業務実施体制・主な事業実績について

(ア) 別添様式2に会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。

(イ) 職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。（臨時職員は除く。）

(ウ) 同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間含めて記載すること。

キ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。受付期間最終日の午後5時までに必着のこと。）により提出すること。

ク 企画提案書等の取扱い

(ア) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

- (イ) 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする。
- (ウ) 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるがどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限らない。
- (エ) 企画提案書の受領後、本市が必要と判断した場合には、補足資料を求めることがある。

9 選定方法

企画書の内容や実績等、提案会でのプレゼンテーションについて総合的な判断を行った上で採択を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となる。

(1) 企画提案選定委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案の内容審査により順位付けを行い、最優秀者と次点者を選定する。

基準点は満点の6割以上とし、基準点を超えた業者について適正に判断する。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとする。

(ア) 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用する。

(イ) (ア)で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を行った業者を選定する。

イ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とする。

(2) 提案会（ヒアリング）の実施

提案事業者は、事前に提出した書類に基づき30分程度のヒアリング（プレゼンテーション20分、質疑10分程度）を実施する。

新型コロナウイルス感染症の影響により変更になる場合は、速やかに連絡する。

ア 開催日時 令和3年3月12日（金）（予定）

イ 開催場所 川崎市役所第4庁舎第1会議室（予定）

ウ 注意事項

(ア) 説明時間等は後日通知する。

(イ) プロジェクター、モニター等の機器、事前提出書類以外の資料の使用は不可とする。

(3) 選定基準

ア 事業目的の理解度

(ア) 業務目的を十分に理解し、要領に沿った提案となっているか。

(イ) 事業目的に沿った十分な成果が見込めるか。

イ 企画提案の内容（重点項目）

(ア) 提案者の強みを活かした工夫（独創性）がみられるか。

(イ) 適切なスケジュールとなっているか。

ウ 専門的知識・能力・ネットワーク（重点項目）

(ア) 事業実施に必要な専門的な知識・能力・ネットワークを有しているか。

エ 事業実績

(7) 過去に同種、類似業務を行った経験を有しているか。

オ 本市の現状についての理解度

(7) 本市の状況を理解しているか。

カ 事業実施体制

(7) 事業実施に必要な体制及び経理事務の的確な処理体制を有するか。

(イ) 業務の実施計画に無理がないか。

キ 事業費

(7) 企画提案内容に対して、見積金額が妥当か。

(イ) 提案内容に無駄がないか。

10 結果通知

(1) 結果通知 令和3年3月中旬

(2) 通知方法等

ア 審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。

イ 電話等による問合せには、一切応じないものとする。

11 業務の委託

(1) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。

(2) 契約にあたっては、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が反映されることは限らないことに留意すること。

(3) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

12 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

(1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合

(2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合

(3) 企画提案書の提出後、「3 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合

(4) 他の参加者の協力者となった場合

(5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

13 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。

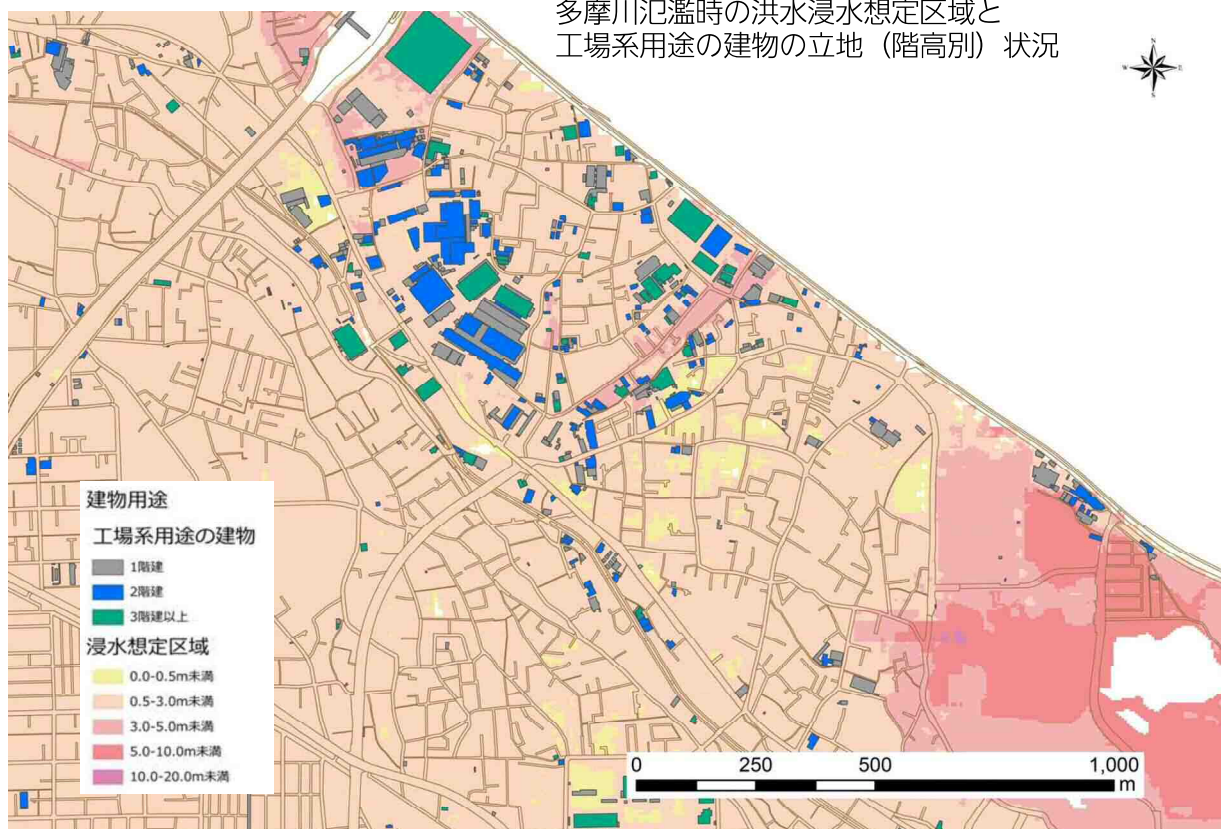
(3) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

令和 2 年度 地域連携による事業継続計画策定促進事業
基礎的調査結果等

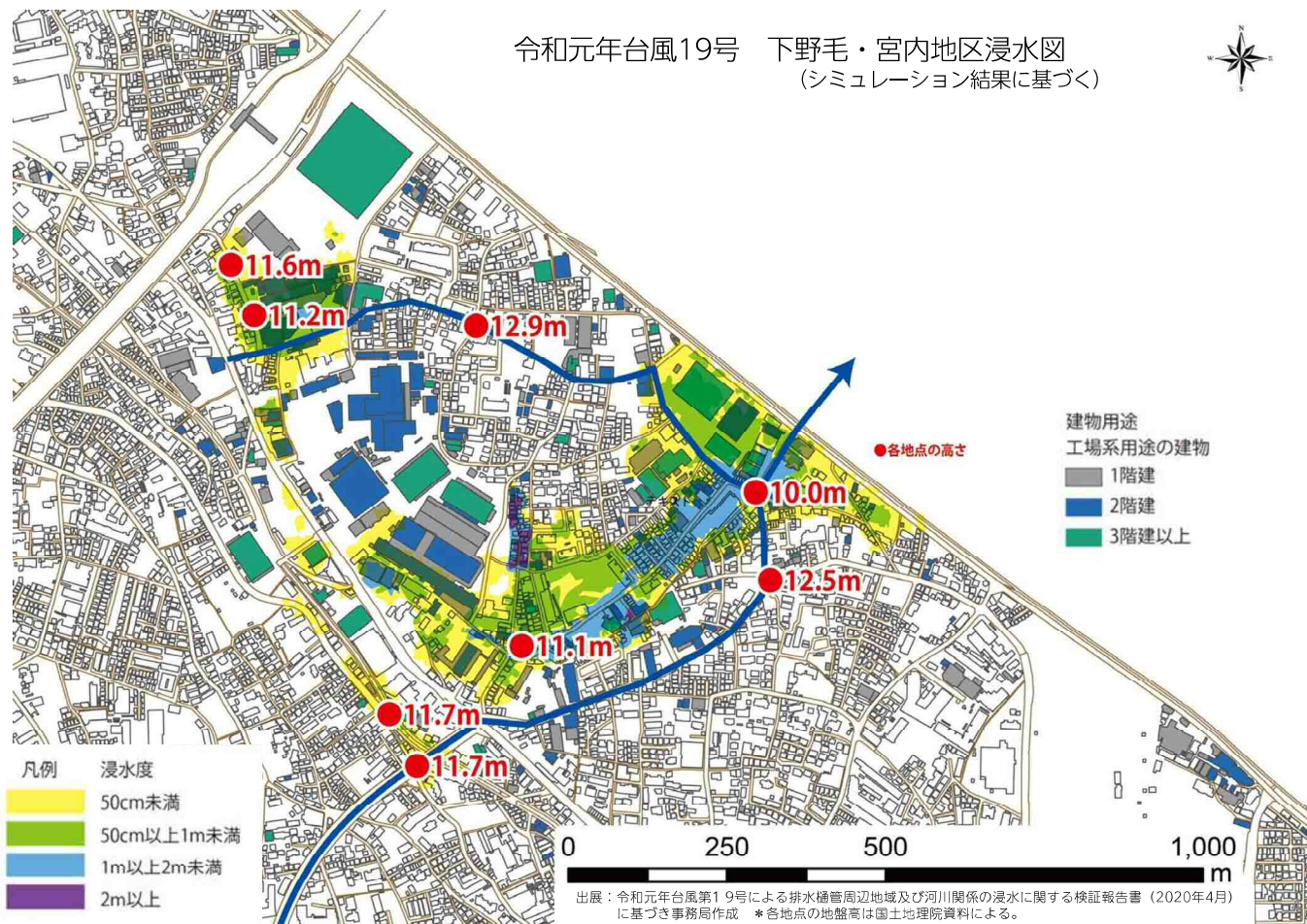
I. 地域の土地利用状況と災害危険状況

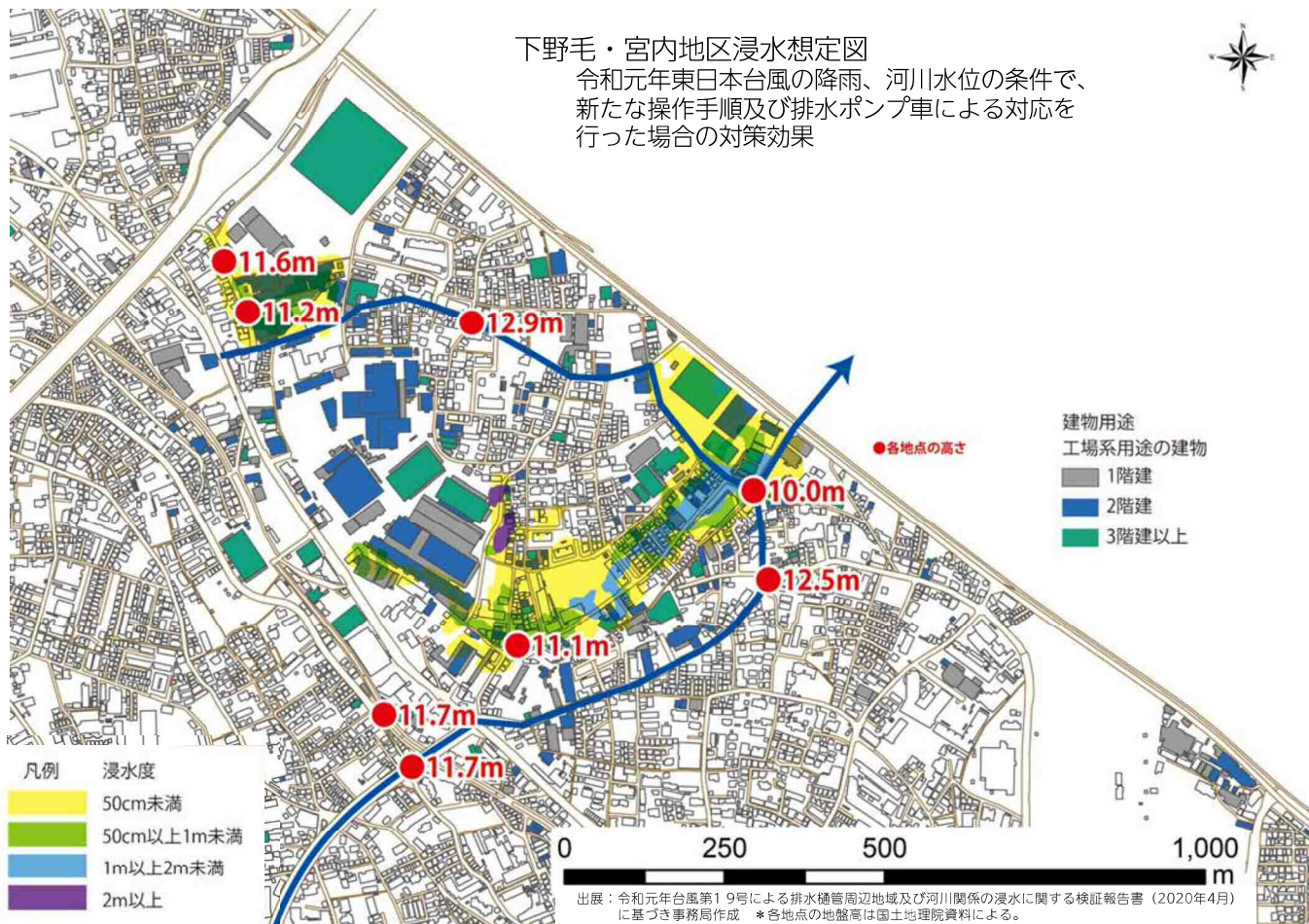
1. 水害リスク

多摩川氾濫時の洪水浸水想定区域と
工場系用途の建物の立地（階高別）状況



令和元年台風19号 下野毛・宮内地区浸水図
(シミュレーション結果に基づく)

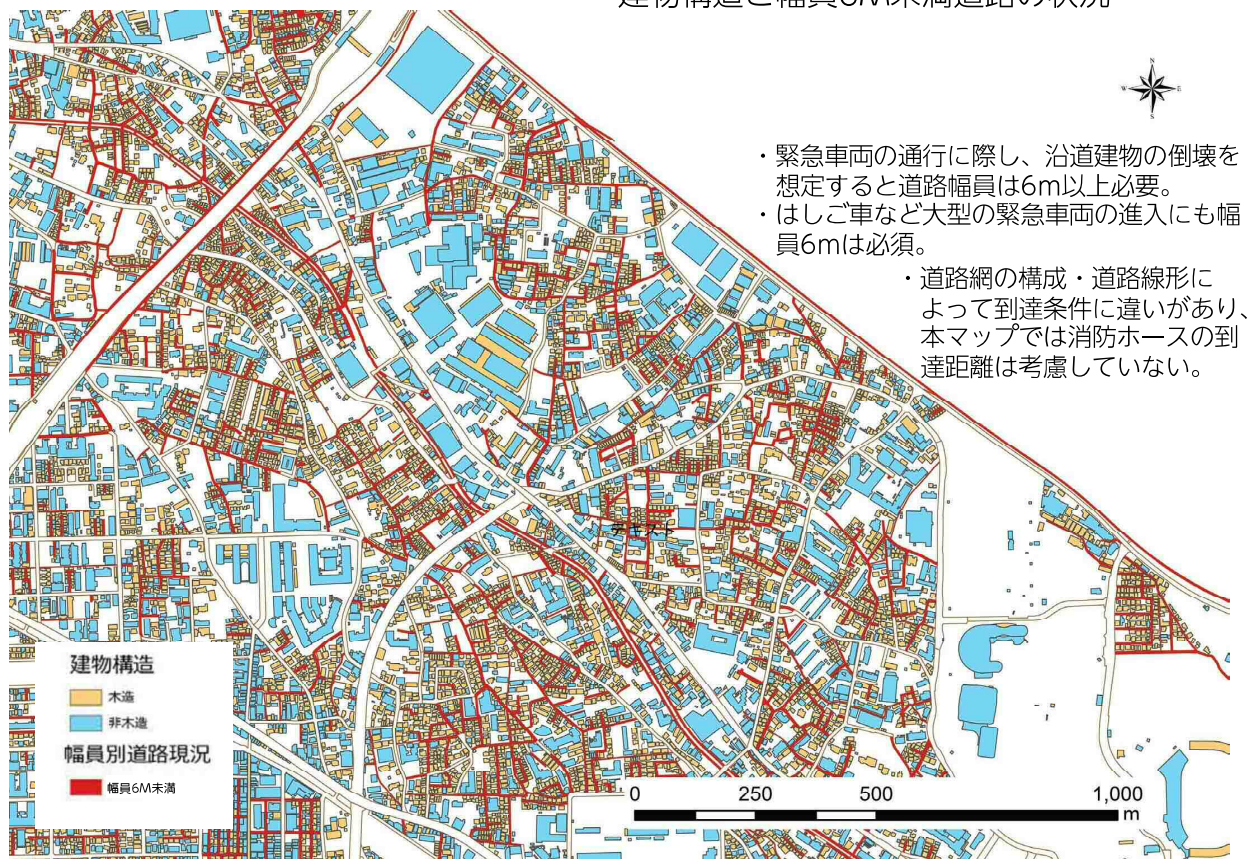




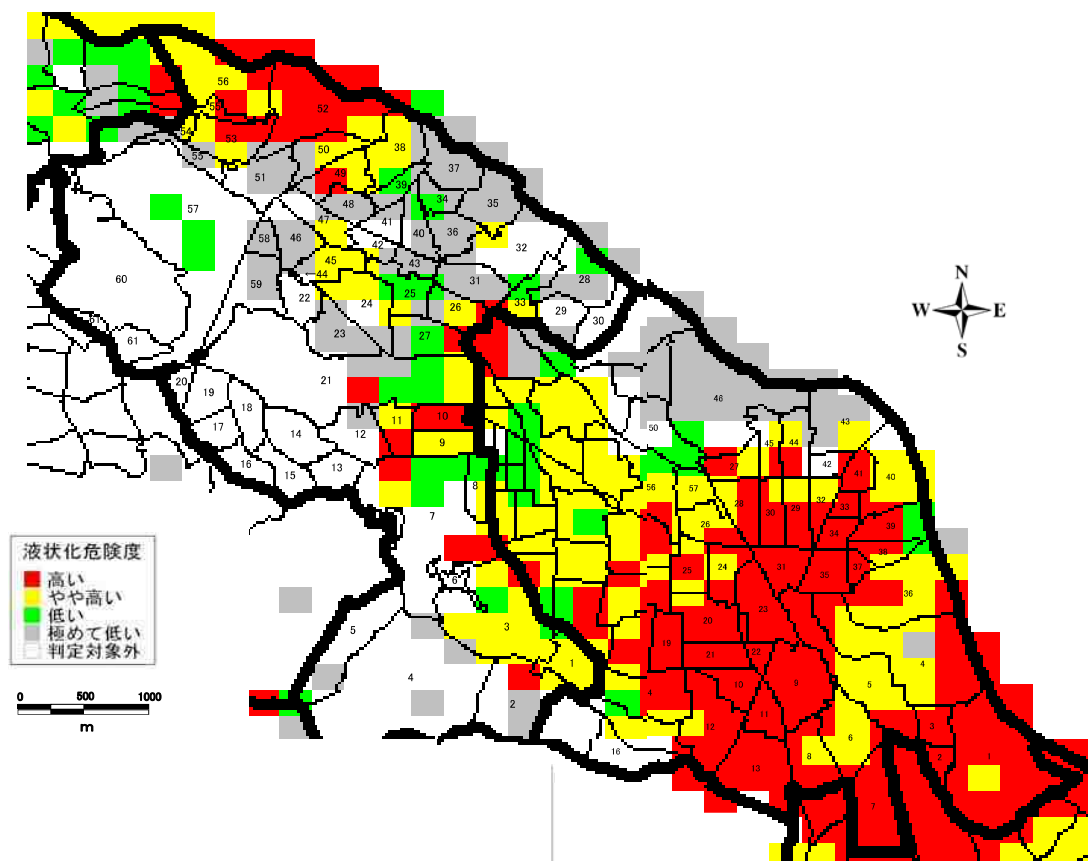
2. その他の災害リスク

① 震災・火災

建物構造と幅員6M未満道路の状況

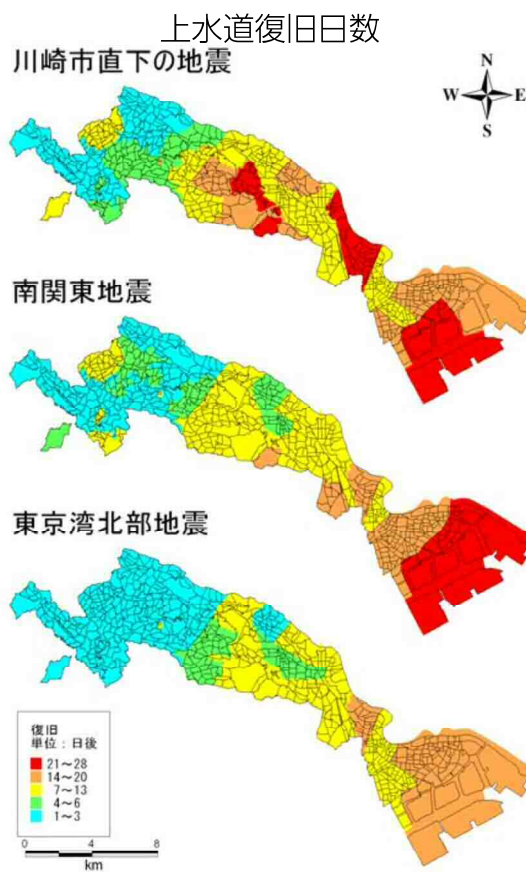
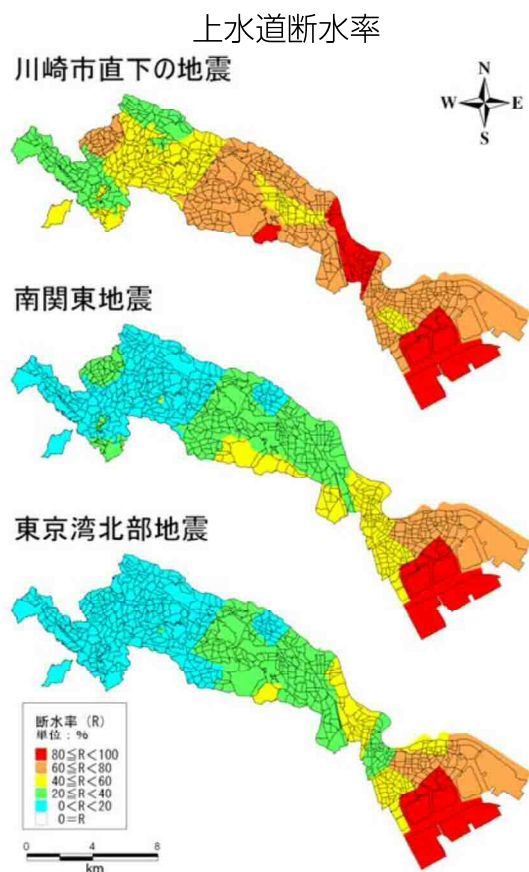


② 液状化 川崎市直下の地震の液状化危険度分布



出展：液状化危険度分布について（2020年3月3日、危機管理室）

③ 震災によるライフラインの途絶（上水道、電力）

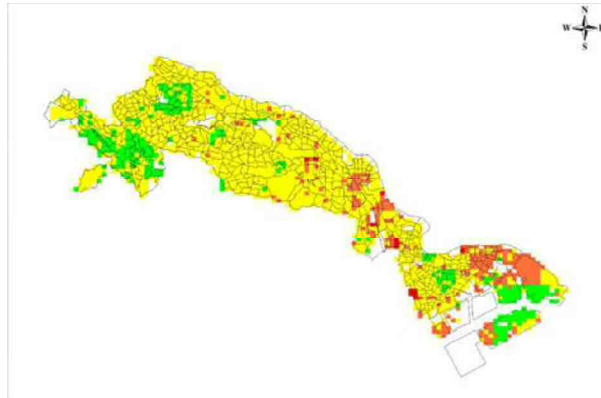
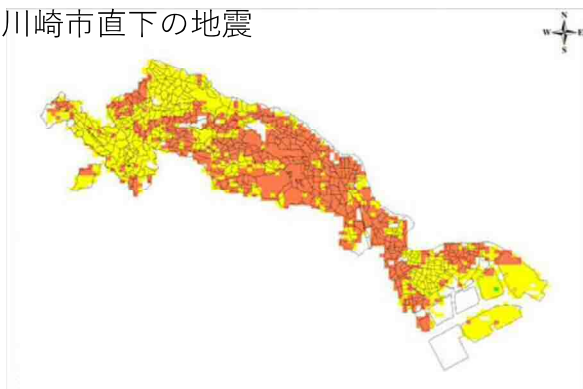


出展：川崎市地震被害想定調査（2013年8月8日、危機管理室）

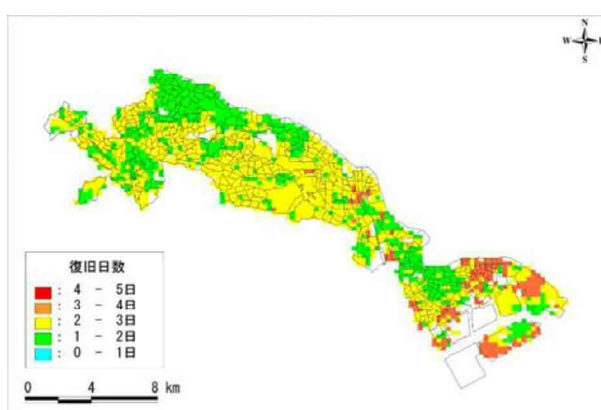
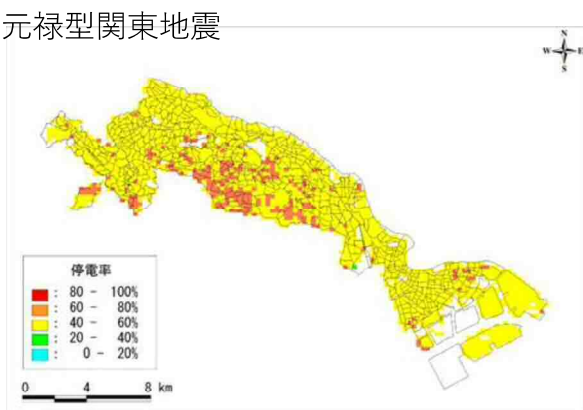
停電率

電力復旧日数

川崎市直下の地震



元禄型関東地震



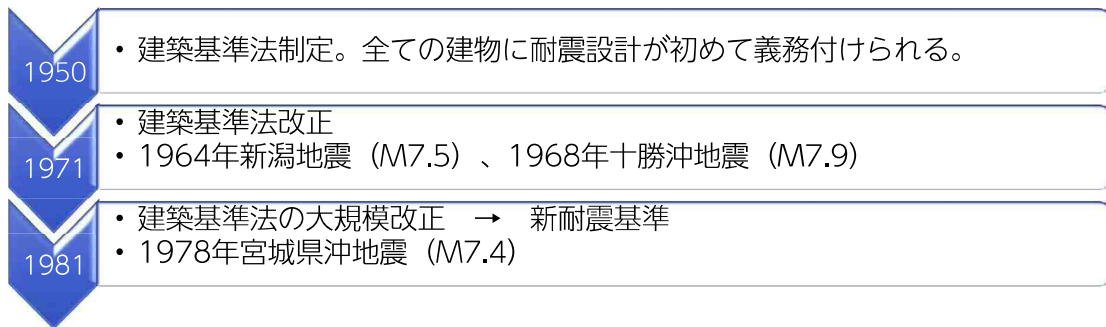
出展：川崎市地震被害想定調査（2013年8月8日、危機管理室、

3. 避難場所・避難経路

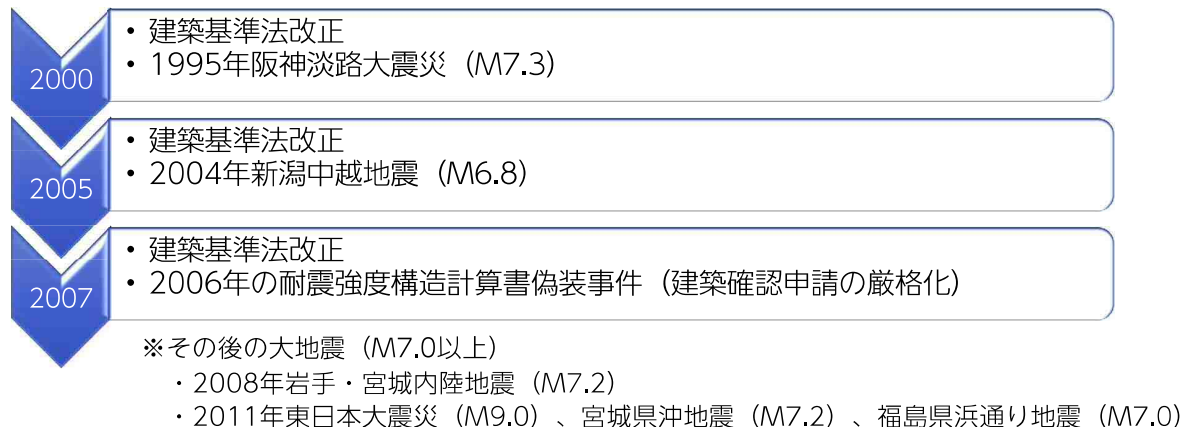


Ⅱ. 耐震基準の変遷 建築基準法における耐震基準は、大地震の経験毎に改正

1. 耐震基準の変遷 1 建築基準法制定から1981年（昭和56年）まで（旧耐震）



2. 耐震基準の変遷 2 1981年（昭和56年）から現在まで（新耐震基準）



3. 耐震基準について（川崎市の運用）

- 建物の耐震診断を実施し、危険であれば改修することを推奨している。

1981年（昭和56年）6月1日以降に施工された建物は新耐震基準が適用

- ・ 耐震基準の適用状況は、建物の施工日で確認する。
- ・ 建物建築の届け出に対し、建築審査課が構造計算書と仕様規定により耐震診断を行う。
（大規模建築物では一般の木造住宅と比較して、審査項目が多く必要な計算が異なる）
- ・ 旧耐震基準でも、震度5～6の地震に耐えられる構造を必要としてきた。
- ・ 新耐震基準では、震度6～7の地震でも倒壊しないことが前提となっている。
（破損の可能性は否定されない）

- 「特定建築物等耐震改修等事業助成制度」（市が費用の一部を助成）

助成内容

- ・ 耐震診断（補助率：2/3、限度額 230万円）
- ・ 耐震設計（補助率：2/3、限度額 140万円）
- ・ 耐震改修（補助率：23%、限度額1,000万円（大規模建築物4,000万円））

建築物の種類

- ・ 耐震改修促進法第14条第1項に掲げる建築物
- ・ 耐震改修促進法附則第3条第1項に掲げる建築物
- ・ 小規模福祉施設等

具体的な建築物の種類（一部）

- ・ 工場については階数3階以上かつ1,000m²以上
- ・ 危険物の貯蔵・処理施設

Ⅲ. 多摩川流域での取組 （多摩川流域の対策整理 上流域での取り組み）

1. 多摩川緊急治水対策プロジェクト



被害軽減に向けた治水対策の推進 （河川における対策）

洪水の流下能力を向上させる取組

- ・河道の土砂掘削、樹木伐採による水位低減
- ・流下阻害の横断工作物（堰）の改築
- ・堤防整備（掘削土を活用）
- ・既存施設の治水への有効活用



地域連携浸水被害軽減対策の推進 （流域における対策）

浸水被害を軽減する取組

- ・流出抑制施設の整備等
- ・既存施設の活用による雨水貯留
- ・移動式排水設備の整備
- ・土のう等の備蓄資材の配備等
- ・下水道涵管等のゲート操作の確実な実施



減災に向けた更なる取組の推進 （ソフト対策）

防災情報の共有化及び重要度に応じた情報の伝達方法の選択のための取組

- ・自治体との光ケーブル接続
- ・簡易型河川監視カメラの設置

関係機関が連携した水害に対する事前準備のための取組

- ・多機関連携型タイムラインの策定、運用
- ・マイ・タイムラインの普及促進 等

出典：多摩川緊急治水対策プロジェクト最終とりまとめ（2020年1月31日、京浜河川事務所）

多摩川緊急治水対策プロジェクト ～首都東京への溢水防止及び沿川・流域治水対策の推進～

- 令和元年10月台風第19号により、甚大な被害が発生した、多摩川において、国、都、県、市区が連携し、「**多摩川緊急治水対策プロジェクト**」として取りまとめました。
- 国、都、県、市区が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、「社会経済被害の最小化」を目指します。
- ①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
- ②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
- ③減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】



■河川における対策

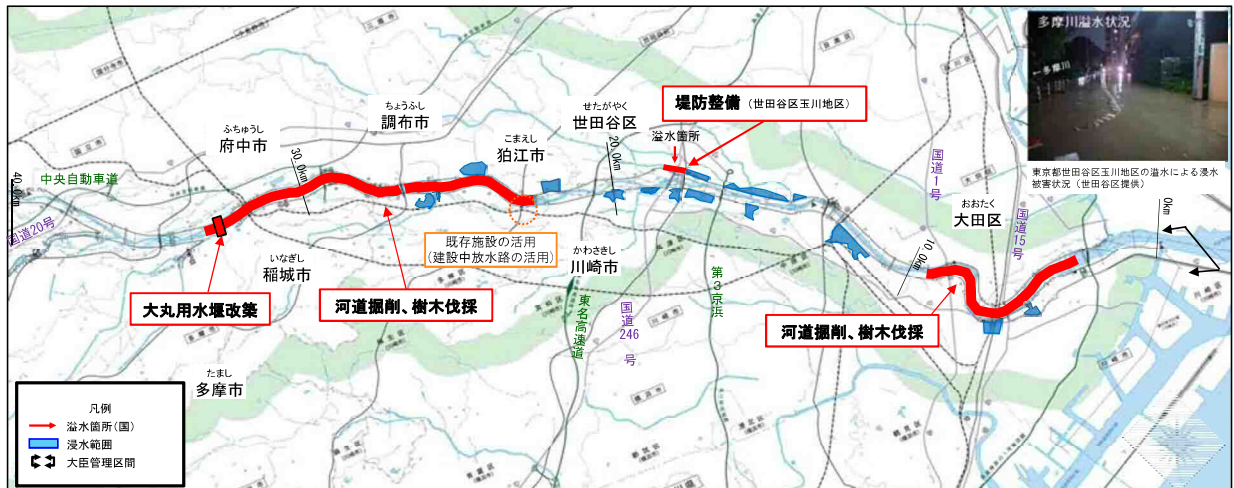
全体事業費 約191億円
災害復旧 約28億円
改良復旧 約163億円
事業期間 令和元年度～令和6年度
目 標 台風第19号洪水における本川からの越水防止
対策内容 河道掘削、樹木伐採、堰改築、堤防整備 等

■流域における対策

（下水道事業等の整備促進）
・流出抑制施設の整備等
・既存施設（五反田川放水路（建設中））の活用による雨水貯留
・下水道涵管等のゲート自動化・遠隔化等
・移動式排水設備（排水ポンプ車等）の整備
・土のう等の備蓄資材の配備等

■ソフト施策

・自治体との光ケーブル接続
・簡易型河川監視カメラの設置
・多機関連携型タイムラインの策定、運用
・講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
・自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施 等



出典：多摩川緊急治水対策プロジェクト最終とりまとめ（2020年1月31日、京浜河川事務所）

2. 緊急時災害情報の提供（巻末参考資料参照）

① メールニュースかわさきによる 排水樋管情報の配信（2020年9月10日） <https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000120830.html>



② 上下水道局Twitter (2020年11月20日) https://twitter.com/kawasaki_jouges



安全で快適な暮らしを実現する

川崎市 上下水道局

Wakatsuki Bureau, City of Kawasaki

現在位置: [トップページ](#) > [お知らせ](#) > メールニュースかわさきによる排水樋管情報の配信について

メールニュースかわさきによる排水樋管情報の配信について

デバイスへのリンクは右ウィンドウで開きます! 2020年9月10日
コンテンツ番号120830

上下水道局で管理する多摩川系排水樋管（山王・宮内・霞訪・二子・宇奈根）について、各排水樋管に設置した観測機器からの水位やゲート開閉の情報、ゲート閉鎖時の内水排除のための排水ポンプ車の配備情報などをメールニュースかわさきで配信いたします。

「メールニュースかわさき」とは？
川崎市の市政に関するさまざまな情報を、利用者の方の希望に応じて電子メールで配信するサービスです。（当サービスを利用される場合は、電子メールアドレスの登録が必要となります。）
配信内容としては、川崎市ホームページの最新情報、防災気象情報、光化学スモッグ情報のほか、さまざまな情報を配信しています。

関連記事
* メールニュースかわさき

「メールニュースかわさき」の登録方法
1. 下記のアドレスに空メールを送ります。
PC・スマートフォン mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp
携帯電話 mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp
（注意事項）ドメイン指定受信等の迷惑メール対策をしている場合、当サービスが利用できない場合があります。
あらかじめ、「@k-mail.city.kawasaki.jp」「@k-mail.kikkant.city.kawasaki.jp」が受信できるよう設定の確認をお願いいたします。
2. 登録メールが返信されます。
3. URLをクリックしてページを開きます。
4. 利用上の注意をよく読み、同意ボタンを押します。
5. 「防災気象登録情報へ」ボタンを押し、配信サービスを選択します。
（緊急情報の「川崎市からの緊急のお知らせ」を選択してください）
6. 「登録」ボタンを押します。

配信される排水樋管の情報
各排水樋管ごとに、以下の事象が発生した場合に、メールを配信いたします。
（○の情報は、全排水樋管共通で配信いたします。）

配信される排水樋管の情報
○ 排水ポンプ車の稼働を開始
1 排水ポンプ車の稼働開始（多摩川線道路片側交互通行）
2 水位が付近は低地帯にまで1mのひき上げ
3 排水樋管ゲートを閉鎖し、排水ポンプ車による排水作業を開始（多摩川線道路通行止め）
4 内水位が付近低地帯にまで到達
○ 4の後の内水位情報
5 河川水位が警戒基準に達し、ポンプ車による排水作業を中断
6 5の後、河川水位が警戒基準以下に下降し、ポンプ車による排水作業を再開
7 ポンプ車による排水作業を終了し、排水樋管ゲートを全開
8 現場作業を終了し、関連する通行止めを解除
○ 多摩川線道路の通行止めを全て解除

* 当日の水位等の状況によって、配信の有無や順序等は異なります。
* 付近低地帯＝排水樋管周辺で最低のマンホールの地盤高

IV. 台風被害の経験を踏まえた企業単位での災害対策 一水害を中心として一

1. 令和元年台風19号の経験

【被害と課題】

1. 事業所建屋及び設備の浸水（22社が被災）

- * 被害状況把握の遅れ
- * 生産設備の修理・入替と保険手続に要する期間
- * パートナー連携も活用しても事業継続可能な範囲は一部
 - 連携には信頼と品質管理体制が不可欠／危険度に応じて保険料が高い
- * 停電

2. 被災後の組合としての活動

- * 説明会開催
 - 主にサプライチェーンの維持、保険加入方法、被災時の手元資金の確保等
- * 防水・止水板の説明会、防水訓練の実施
- * 各社対応
 - 避難経路、緊急時の連絡体制、保険加入等個別事項、漏水・流水対策

3. 増加する地域住民

- * 浸水で子供がパニック状態
- * 特に新規住民とのつながりが希薄
 - 被害状況の把握や被災時の避難、復旧での地域住民との連携も重要

* 工業団体ヒアリング情報

【経験からの学び】

1. 被災時の困った点

- * 情報不足：ハザードマップの確認、防災無線・ホームページ・メールニュースの確認
 - 災害対応のマニュアル化が必要
- * 生産・測定設備、自動車の浸水による稼働不能
- * 水や泥をかき出す道具の確保／ゴミ・廃棄物置き場の確保

2. 被災後に必要となったもの・役に立ったもの

- * スコップ、モップ、ウエス、水切り、長い水道ホース、バケツ、手袋、キッチンペーパー、空き一斗缶、土のう
- * 高圧洗浄機、（洗濯機用）ポンプ、乾湿両用掃除機、扇風機、サーキュレーター、発電機、ドライヤー、ヘッドライト
- * 消毒剤、錆落とし剤

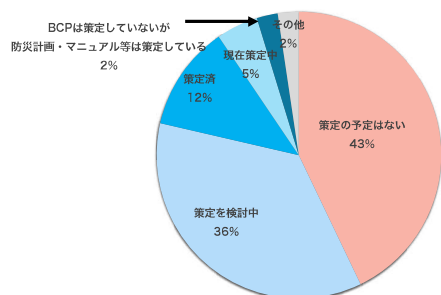
3. 必要な備え

- * 止水版、土のう（土のうステーション）
- * 雨水の一時的貯水施設
- * 氾濫した用水路の氾濫対策

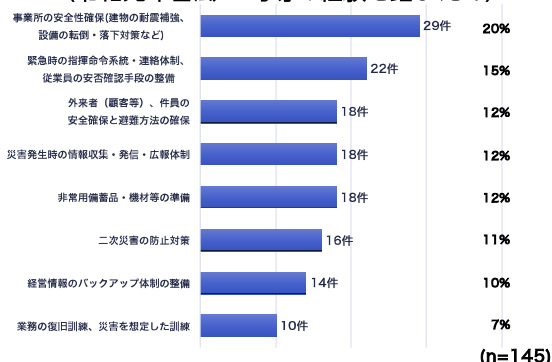
* 工業団体ヒアリング情報

2. 現時点での災害対策と意識 ～組合アンケート調査より～

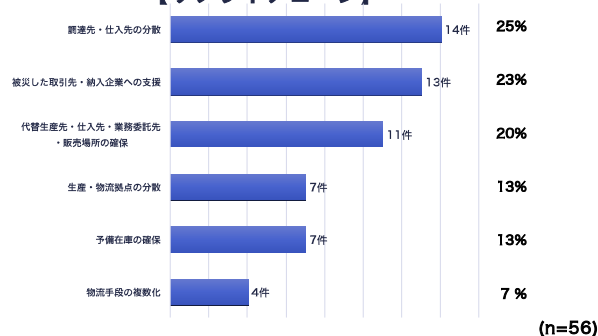
現時点でのBCP（事業継続計画）の策定状況



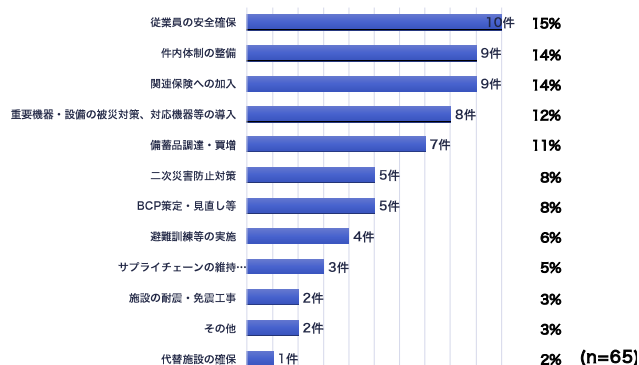
災害対策として必要と感じられていること
(令和元年台風19号等の経験を踏まえて)



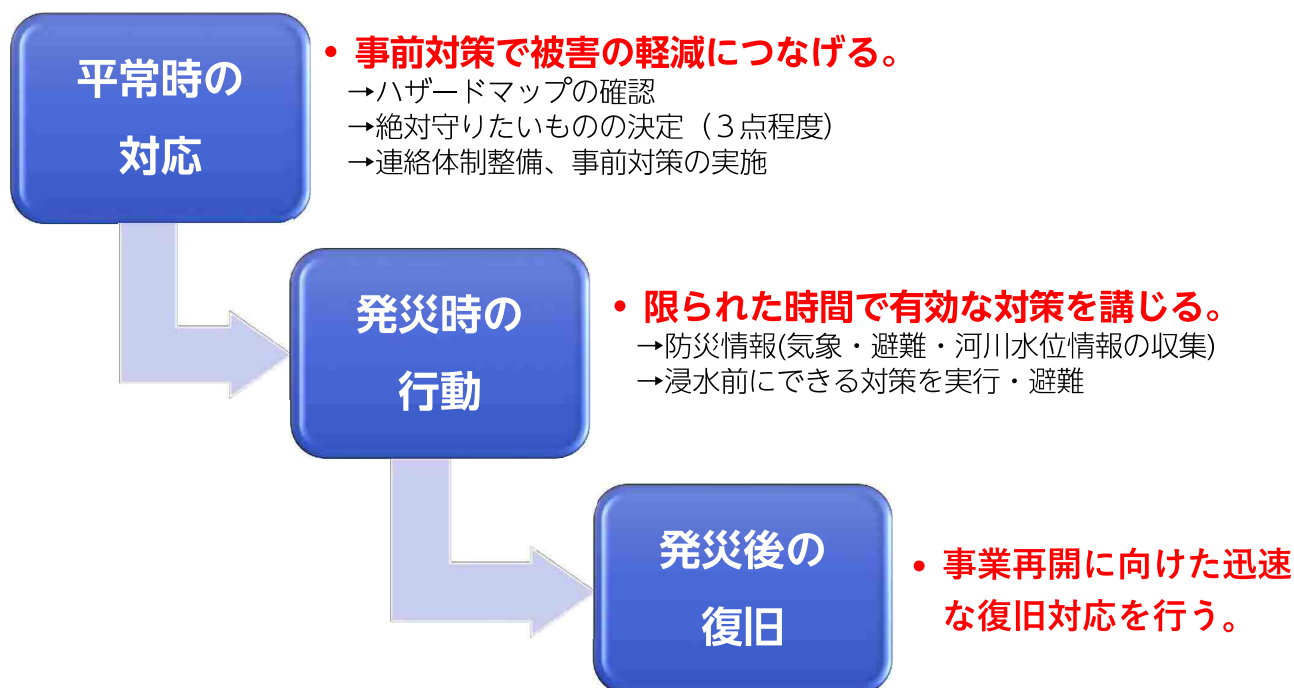
災害対策として必要と感じられていること
【サプライチェーン】



災害後(令和元年台風19号等)に実施した取組



3. 企業単位での災害対策



① 事前準備シートの作成（例）

水害発生時の避難場所		浸水をもたらす河川	
区内の避難先：			
区外の避難先：			
水害時に絶対守りたいもの		事業所が複数ある場合、それぞれ浸水のリスクがある河川を「ハザードマップ」から確認し、該当する河川名を記載。 大雨時は、記載した河川の水位情報を優先的に確認する。	
	①	②	③
守りたいもの			
必要な対策			
緊急時連絡先リスト		事前対策・やることリスト	
	連 絡 先	TELなど	
1			1 緊急時の役割決め
2			2 避難場所の決定
3			3 重要設備の保守・修理先の把握
4			4 保険・共済への加入状況の確認
5			5 緊急時連絡先リスト作成
6			6 従業員との連絡方法検討
社内用緊急連絡先			
			20
			済

② 水害時に絶対守りたいものの例 ⇒ 事前準備シートへ記入

従業員とその家族の生命・安全	来客者の生命・安全	売上金・販売情報
契約書類	生産設備・機械・金型	預かり荷物・資産
商品・在庫・材料	研究・開発データ・試料	コンピュータ設備・サーバー受電設備

③ 必要な事前対策の例 ⇒ 事前準備シートへ記入

【ソフト対策】		
緊急時の役割決め	避難場所の決定	重要設備の保守・修理先の把握
保険・共済への加入状況の確認	緊急時連絡先リスト作成	従業員との連絡方法検討
ポスターによる水害対策の周知	防災情報の収集ルート構築	重要なデータの常時バックアップ
非常用備蓄品の用意	車両への洪水ハザードマップの配備	仕入ルートの確認・検討
来客の避難誘導方法の検討	文書類の電子データ化	建物・設備・機器の優先順位付け
被災後に活用可能な資源の抽出	業務・機器毎の目標復旧時期の設定	
【ハード対策】		
防水・止水方法の準備	建物入口に止水板・防水扉配備	排水系統の点検・清掃
緊急時の電源切断手順の確認	非常用設備の点検と作業手順の周知	重要設備や危険物の保護

④ 防災情報の確認（気象情報、避難情報、河川水位情報等別添と、浸水する前の対策の例

防災情報の確認（①気象情報）	→	防災情報の確認（②避難情報）	→	防災情報の確認（③河川水位情報）
施設点検・事前対策の実施 （窓や扉の閉鎖・施錠、屋外品の撤収・養生、建物の浸水防止、設備等の保護・電源停止 など）				
重要取引先への連絡		出退社に関する連絡		避難の実施

⑤ 業種横断的に準備できる事前対策の例

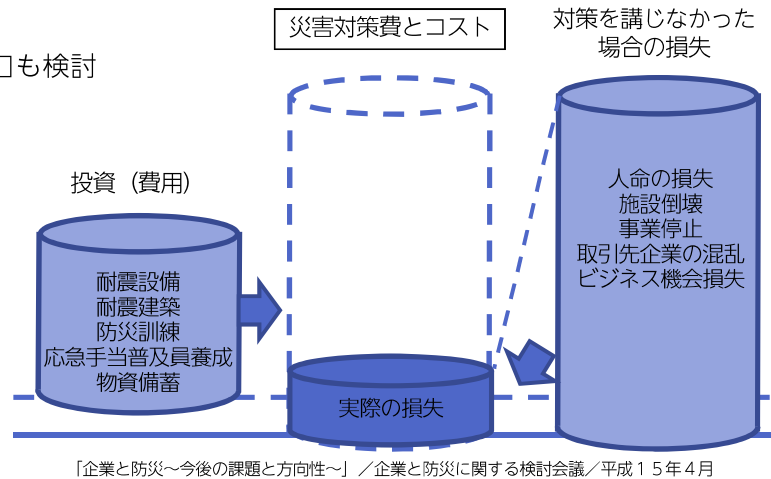
『情報』 連絡体制

- ◎安否確認の方法を決めておく
 - 責任者の明確化
 - あらゆる通信手段の活用
- ◎緊急連絡網と複数の情報窓口を用意
 - 緊急連絡網の整備
 - 情報収集や発信の代替窓口も検討

- ◎情報の収集、発信方法を決めておく
 - 情報の入手方法や収集担当者を確認
 - 地域の被害情報を掲示
 - 自社の被害や今後の見通しを伝達

『資金』 対策費

- ◎被害軽減費用を確保する
 - 建物や設備の耐震化
 - 備蓄
 - 人材育成



⑥ 復旧活動の例 ⇒ 速やかにとりかかる

安否確認・被害状況確認
取引先等への連絡

施設の復旧・事業再開準備
対策の検証・見直し

(2) 発災時の対応

避難情報の種類と求められる行動

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応	住民が取るべき行動	警戒レベル
大雨の 数日～ 約1日前 ↓ 大雨の 半日～ 数時間前	早期 注意情報 (警報級の 可能性)		心構えを一段高める ・ 職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1
大雨の 数時間前 ↓ 大雨の 数時間 ～2時間 程度前	大雨注意報 洪水注意報	高潮 注意情報	第1次防災体制 (連絡要員を配置)	ハザードマップ等で避難行動を確認	2
	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意情報		第2次防災体制 (避難準備・高齢者等避難開始の 発令を判断できる体制)		
	※1 大雨警報 洪水警報	高潮警報に 切り替える 可能性が高い 注意情報	避難準備・高齢者等避難開始 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)	土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれ がある河川沿いにお住まいの方は、 避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難	3
	土砂災害 警戒情報	※2 高潮 特別警報	避難勧告 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	速やかに避難 ・ 危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに 避難	4
		非常に 危険	避難指示(緊急) ※緊急的又は重なる避難を促す場合等に発令	避難を完了 ・ 道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難 となっているおそれがあり、この状況になる前に 避難を完了しておく	
		極めて 危険	災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・ 大雨特別警報発表時は、避難勧告等の 対象範囲を再度確認	命を守るための最善の行動をとる ・ 大雨特別警報発表時には、災害が起きないと 思われているような場所でも危険度が高まる 異常事態であることを踏まえて対応する	5
数十年に 一度の 大雨	大雨 特別警報	高潮 発生情報			

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意情報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。

※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意情報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

防災気象情報と警戒レベルとの対応について(気象庁)より抜粋

3. 発災後の復旧

事業復旧・継続のためのリソース・体制整備

ヒト

- ・ 業務時間外、休日などに出勤が可能な従業員
- ・ 業務外の支援を依頼できる従業員の家族
- ・ 業務を含む支援を依頼できるOB、アルバイトなど経験者
- ・ 応援を協力できる同業他社、取引先

モノ

- ・ 社屋や工場などの拠点施設の代替手段
- ・ 重要設備の被災時の代替手段と応援協力
- ・ 資材・設備などの輸送や調達
- ・ ライフラインの代替手段

カネ

- ・ 損害保険や共済の加入状況・支払条件
- ・ 災害時などの緊急時の貸付制度の確認
- ・ 事前の防災対策に関する融資制度の確認
- ・ 緊急時に必要となる資金の確保（売上高1ヶ月分程度）

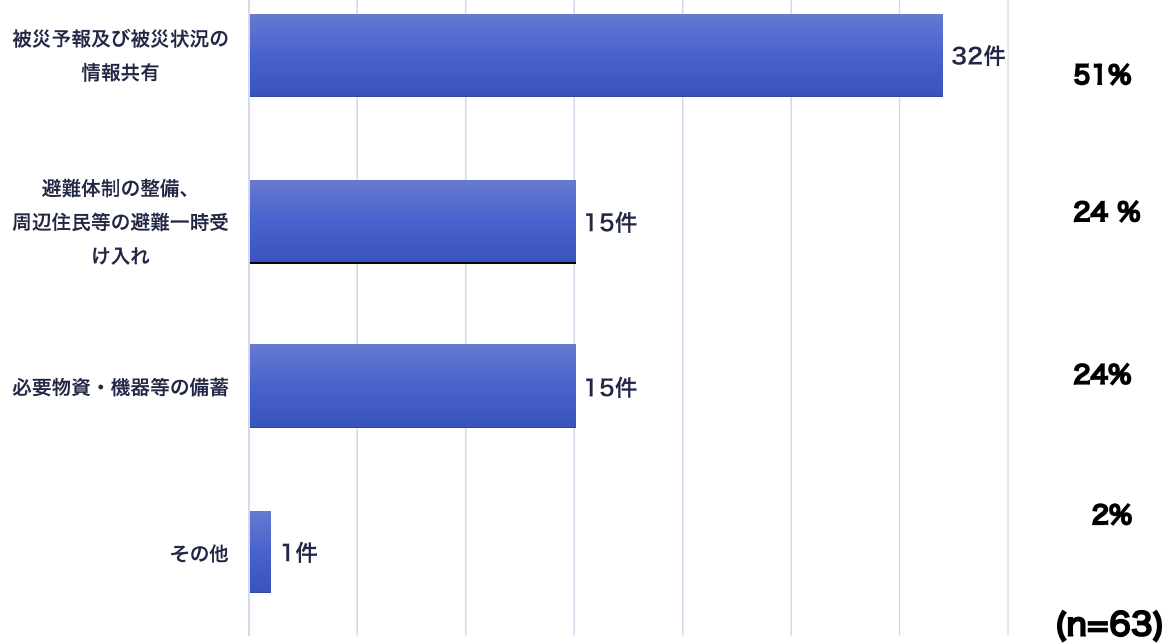
情報

- ・ 情報収集・発信ができる場所・手段の確保
- ・ 情報・重要書類のバックアップ

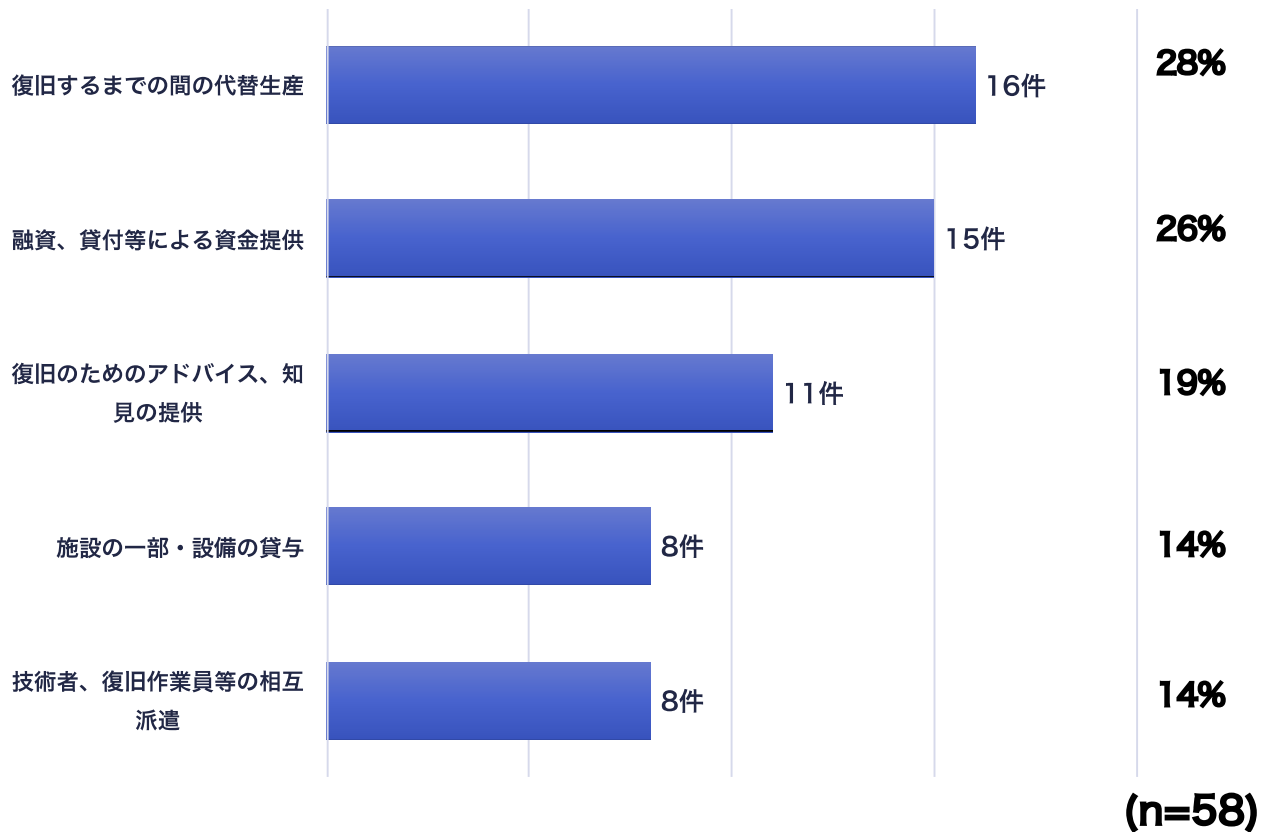
V. 地域連携による取組案

1. 地域連携に対する意向 ～組合アンケート調査より～

地域連携が必要あるいは可能な取組【地域住民も含めた連携】



地域連携が必要あるいは可能な取組【生産継続に向けた連携】



ブロック単位の企業グループとそのリーダーによる体制を備え、
行政との連携も図る横浜金沢産業連絡協議会を中心とした復旧

非常用の物資・資機材の備蓄

⇒ 共同倉庫での災害物資備蓄、非常用電源、非常用通信の共有化

災害時の情報収集・連絡手段

⇒ 被災状況・復旧時期の情報共有・情報発信

企業個々での浸水対策の支援

⇒ 防水対策情報の共有化
⇒ 損害保険に関する情報の共有化
⇒ 被災状況や避難、廃棄物処理などの情報の共有化

車両や移動可能な機器等の避難支援

⇒ 人の避難とともに危険に応じた車両や機器等の避難

団地組合を中心とした日常的な各組合及び企業との相互連携関係の構築

⇒ 各組合単位、団地組合を中心とした防災訓練の実施

事業継続に向けた広域連携

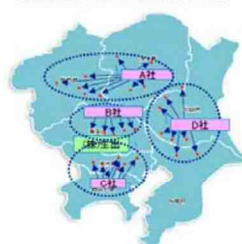
⇒ 受注維持のための被災時の稼働停止に備えた業務連携

2. 地域連携に関する先行事例（代表例）

企業間の取組

名称	株式会社 生出による関東域内の同業5社との「相互支援協定」
地域	東京都瑞穂町
構成員	生出 他
内容	平成23年8月に同業5社との「相互支援協定」締結。災害時の支援ネットワーク構築。 同年11月、サプライチェーン強化のため、サプライヤーとの連携開始。 平成24年6月、BS25999マネジメントシステム認証取得。 平成26年10月～平成27年1月、中小企業庁BCP策定・評価ワークショップにサプライヤーとともに参加。 平成26年5月、ISO22301 認証取得。 現在は関東圏内の同業4社との連携の他、東日本、西日本にそれぞれ1社ずつ代替生産のネットワークを構築しており、基本的には全国を網羅的にカバーしている。
効果	資材の調達から生産・納品までカバーをできた。また、情報の共有化が進み、補完関係の強化に繋がった。
連携の特徴	主力製品群ごとに代替生産ネットワークを構築。抜き型や機械の破損を想定し、詳細な技術情報も相互開示。
対策	・代替生産ネットワークを構築 ・共通のメインサプライヤ（発砲体メーカー）の仲介により図面データを他社に移管し代替生産を依頼

<関東圏における協力体制>



<日本全土をカバーする協力体制>

製品供給の
継続性向上



名称 お互いさまBC連携ネットワーク	
地域	神奈川県横浜市、新潟県燕市
構成員	組員 神奈川県メッキ工業組合68名、新潟県鍍金工業組合43人
内容	神奈川県メッキ工業組合と新潟県鍍金工業組合は、大規模災害時に両組合の企業同士で代替生産などの相互連携を行う事業継続計画（BCP）を策定し協定を締結。 この取組は「お互いさまBC連携ネットワーク」の名称で、東日本大震災のような広域災害が起きた場合でも代替生産などに対応する。
効果	協定により、お互いに加盟企業の情報を提供し合い、企業ごとに代替生産などを行う契約を結びやすくなる。県外企業と契約しておくことで、東日本大震災のような広域の災害が起きた場合にも対応しやすくなる。 また、組合がBCP策定に取り組むことにより、組員が取組の重要性を意識。神奈川県－新潟県の組合間で「災害時における鍍金工業組合相互応援協定」を締結したことで、組員の意識もいっそう深まり、企業間の連携に波及している。
連携の特徴	行政がきっかけを作り（BCPの研究会や企業BCP策定支援の推進）、事業を推進する過程で業界・事業継続に造詣の深い専門家から支援を受けたことから、神奈川県と新潟県が結びついて組合間協定が実現している。
対策	- 被災組員に対する備蓄品による応援支援物資、資財の供給 - 被災組員に対する応急対策及び復旧作業に従事する登録、組員の派遣 - 被災組員に対する代替の加工先の紹介

名称 なでしこBC連携	
地域	徳島県、岡山県、和歌山県
構成員	参加企業18社
内容	災害時に地域の枠を超えて協力体制を整えるため、徳島県・岡山県・和歌山県の建設業者らが設立した連係体。 連携企業の業務内容の理解と社員交流を目的とする「なでしこパトロール」を実施。各社の女性が互いの工事現場をパトロールし、女性目線で職場環境・衛生面を評価、改善を促す。併せて、防災訓練等も実施。 岡山県の建設業者と「災害時相互支協定」を締結。
効果	地域の中で協力が可能な業者が連携することによって、災害対応力を向上させるとともに、作業環境改善や各社社員同士の相互理解にも繋がっている。 「なでしこパトロール」が新聞やテレビ等のメディアに20回以上取り上げられることにより連携業者、建設業のイメージアップになった。 また、現場従事以外の女性の現場理解や、連携業者間の従業員・現場担当者などの交流にも繋がっている。
連携の特徴	女性の視点で考える災害対応と事業継続
対策	- なでしこパトロールの実施 - なでしこ掲示板の設置による情報共有・情報提供 - 緊急支援受援訓練、炊出し訓練、救急球面訓練などの活動を実施 - 意見交換会・座学訓練等の実施



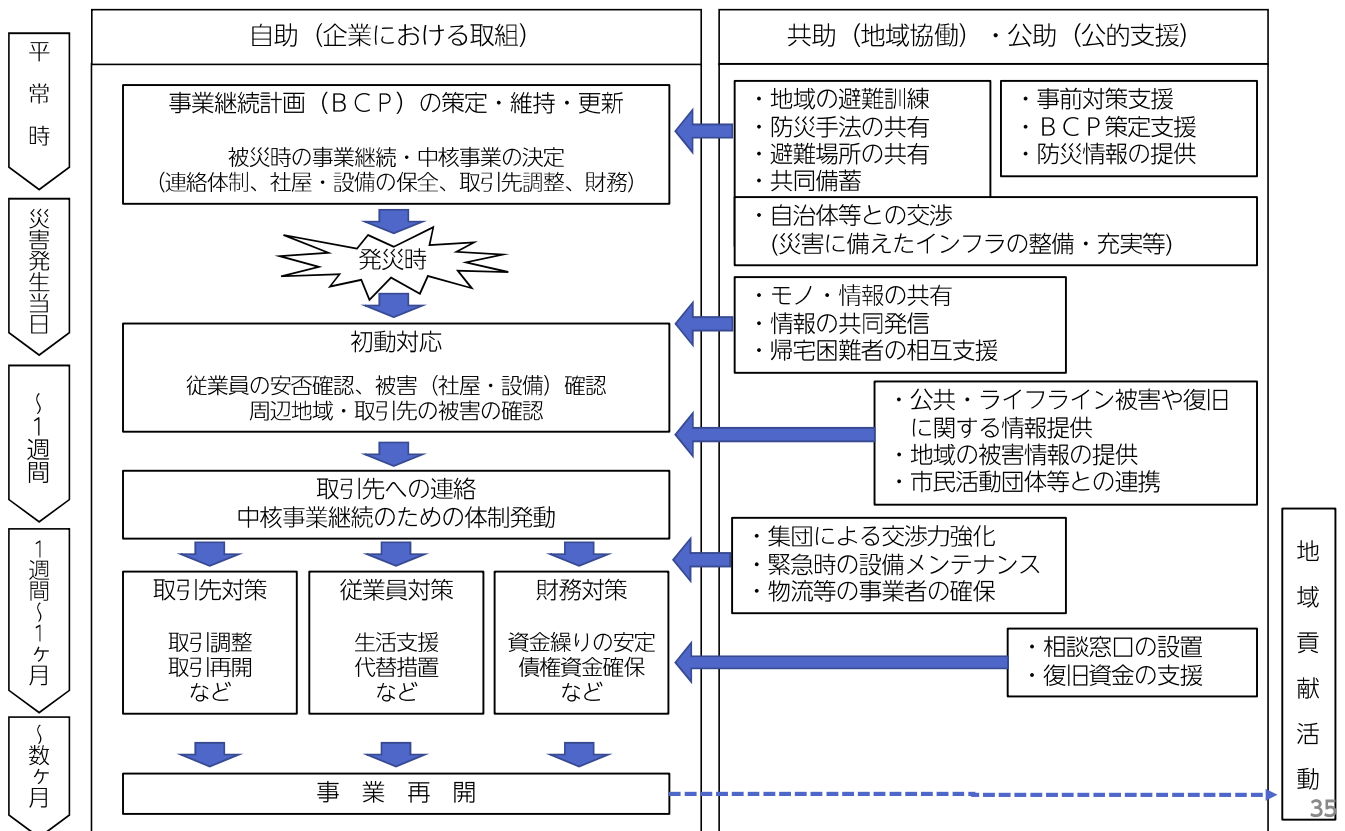
名称	岡山お互い様BC連携ネットワーク（岡山県産業振興財団）	
地域	岡山県	
構成員	登録企業11社	
内容	各企業の支援協力できる範囲を登録し、お互いに協力し合える情報を（公財）岡山県産業振興財団のホームページ上に公開する。 11社は建設、運輸、金属加工、IT関連など。災害などの際に支援できる内容として、代替生産、設備貸与、復旧要員の派遣、備蓄品や資材の融通などを挙げている。	
効果	災害時の代替連絡先を求めるときだけではなく、技術交流を含め＋アルファの相乗効果による事業拡大のための新たな連携先を求める際のネットワークとしても活用。 比較的大規模災害の発生が少なく、かつ中国・四国地方の交通の要衝の地である岡山県内の企業が、被災を想定した企業の事業継続戦略等災害・危機に備えた企業クラスターとして県外企業との連携を通じて事業競争力の強化を図ることができる。	
連携の特徴	災害時に相互補完を行うことでクライアントの転注を防ぐ。できる範囲の支援を事前に登録しておき、互いに協力し合う情報を共有しておくことにより、県内企業が被災を想定した事業戦略等災害・危機に備える。	
対策	・HPに支援協力できる範囲を登録 ・BCPの普及のためのセミナーを実施 ・計画策定のための専門家派遣を実施	

名称	災害時の「労務・機材・資材」を協定で確保（花本建設株式会社）	
地域	北海道旭川市	
構成員	提携先3社	
内容	災害時における応急対策活動の際、万全の体制で即時に動く事ができるネットワークの構築が必要と考え、平成22年4月に「労務・機材・資材」の確実な確保に向けた協定を地元の民間企業3社と結んだ。 「労務」では市内建設会社と「応急対策活動に関する協定」を締結し、「機械」については重機・建機レンタル会社と、「資材」については建設資材販売会社と協定を締結している。	
効果	災害時も「労務・機材・資材」が確実に確保できるため、即時に応急対策活動を行うことができる。	
対策	・毎年、協定を締結した企業と合同で安全衛生大会を開催し、コミュニケーションや情報交換を密にする事で、防災に関するあらゆる情報や、災害時の連絡先や方法等、緊急時において慌てることなく運用できる環境を保っている。	



▲安全衛生大会の様子

3. 企業単位の取組（自助）と地域連携による取組（公助・公助）



参考：企業の組織力等を活かした緊急時の地域貢献

組織力

- ・救助活動、負傷者の搬送、消火活動、避難誘導、要配慮者の支援、飲料水や物資の輸送、避難場所の運営支援、炊き出し、家財の運び出し、がれき除去、清掃、警備など

資材力

- ・ジャッキ、フォークリフト、重機、担架 → 救助活動
- ・ポンプ、貯水槽、井戸、バケツ → 消火活動
- ・台車、車、トラック、バス → 運搬作業
- ・飲料水、食糧、医薬品、防寒具・作業着 → 物資提供
- ・避難・休憩場所などのスペース、一時避難できる土地 → 空間提供

技術力

- ・道路障害物除去、破壊箇所への応急措置、建設資材提供、作業員派遣
- ・応急手当・救急医療、衛生管理、介護支援
- ・放送設備・無線活用による災害情報の収集

参考：災害に関する企業、地域住民、行政の課題解決に向けた相互連携



【参考取組事例】

- * 共同防災を進める奈良県機械工業組合
- * 災害に強い可児工業団地を目指す委員会
- * 協同組合横浜マーチャンドライジングセンター
- * お互いさまBC連携ネットワーク
(横浜・燕、岡山)
- * 行政との防災協定
(榊原工業による緊急避難場所の提供)

- ◆ 社員が地域内に居住している場合、従業員とその家族が生活が続けることのできる地域社会の復旧も優先課題
- ◆ 復旧には資材・機械の搬入、工事の騒音・振動等への周辺地域の理解が必要
- ◆ 行政とともに地域社会を加えた連携が重要

4. 地域連携により今後検討すべき課題（研修会・ワークショップでの検討項目）

連携による事前対策

- ◇ 企業・行政・地域住民との災害情報共有・避難復旧体制づくり
 - 共有情報ツール：汎用ツールによるオンライン情報共有の場づくり
(ハザードマップ、避難経路、災害発生前～発生時の予想・被災情報)
 - 体制づくり：対象地域の地区（町内会等）と地区単位での組織づくり
- ◇ 地域避難・復旧マニュアルづくり
 - 避難基準（目安）と避難ルートマップ、水・泥・ごみ・瓦礫等の除去方法
 - 地区単位の関係者の役割分担（安否確認・避難、復旧支援）
- ◇ 地域防災拠点の設置
 - 地域関係者負担による地区単位での共通防災対策必需品の備蓄
(組合事務所、自治会・町内会施設、企業事業者に設置)
- ◇ 定期的な地域防災訓練

地区区分及び地域防災拠点・備蓄イメージ案の策定

- * 地形・道路状況、災害危険度、避難経路と場所、大手企業立地、町内会・自治会等を踏まえ整理

地域避難・復旧マニュアルイメージ案の策定

- * 作成枠組みを整理